

配慮書手続

法で定める第一種事業を実施しようとする事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において複数案の検討を行うとともに、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項についての検討結果をとりまとめる手続です（第一種事業は任意）。

なお、条例では、当該手続の実施を義務付けていません。

方法書手続

事業者が、環境アセスメントを行う環境要素の項目及び手法（調査・予測・評価）の考え方を取りまとめた書類（環境影響評価方法書）を作成し、これを公開（公告・縦覧）するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により、住民等や市町村長^{※1}、知事などから意見を聞く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して環境アセスメントの方法（実施項目及び手法の選定）を決定します。

（※1）対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長

準備書手続

事業者が、調査・予測・評価・環境保全措置の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた書類（環境影響評価準備書）を作成し、これを公開（公告・縦覧）するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により、住民等や関係市町村長^{※2}、知事などから意見を聞く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討を行います。

（※2）※1に追加すべきものと認められる地域を含めて管轄する市町村長

評価書手続

事業者が、準備書手続において得られた意見に配慮して準備書の内容に検討を加えた書類（環境影響評価書）を作成し、これをもとに、知事などの意見を聞く手続です。

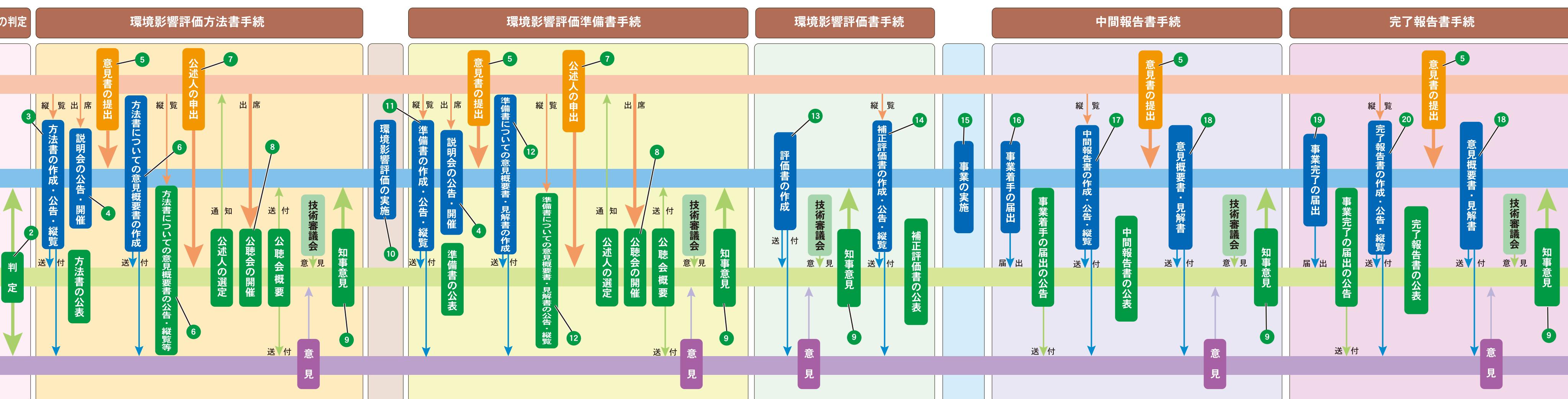
事業者は、知事の意見に配慮して、再度、実施する事業計画及び環境の保全のための措置等についての検討を行い、最終的な内容を取りまとめた書類（補正後の環境影響評価書）として確定し、知事、関係市町村長^{※2}に送付するとともに、公開（公告・縦覧）を行うことにより、事業着手前の手続を完了します。

なお、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

事業実施中（中間報告）及び実施後（完了報告）の手続

事業者は、対象事業の実施中（工事中）及び実施後（完成後の施設の存在、事業活動など）において、評価書に記載された環境の保全のための措置の実施状況及びその措置がとられたことによる影響状況をモニタリング調査等により把握し、その結果を取りまとめた中間報告書及び完了報告書を作成・公開（公告・縦覧）し、住民等や知事、関係市町村長^{※2}から意見を聞き、これらの意見に配慮して必要な措置を再検討し、以後の事業等に反映させる手続です。

山梨県環境影響評価条例に基づく 環境影響評価手続の流れ



① 第三分類事業の届出

第三分類事業を実施しようとする者は、その事業について環境影響評価の手続が必要であるかどうか知事の判定を受けるための届出を行います。

② 第三分類事業の判定

知事は、届出のあった事業について市町村長や技術審議会の意見を聴いて、環境影響評価の手続が必要かどうか判定をいたします。（届出の日から起算して 60 日以内）

③ 環境影響評価方法書（以下「方法書」）の作成・公告・縦覧

対象事業を実施しようとする事業者は、環境影響評価の方法を記載した環境影響評価方法書及び要約書（以下「方法書等」）を作成し、方法書等を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月縦覧し、環境の保全の見地から意見のある人の意見を求めます。

④ 説明会の公告・開催

事業者は、関係する地域内において、方法書等（又は準備書等）の記載内容を周知させるため、説明会の1週間前までに日時、場所等を公告のうえ、説明会を開催します。

⑤ 意見書の提出

環境の保全の見地から意見がある人は、縦覧期間（1ヶ月間）及び縦覧終了後2週間の内に、事業者に対して意見書を提出することにより、意見を述べることができます。

⑥ 方法書についての意見概要書の作成・公告・縦覧等

事業者は述べられた方法書についての意見の概要を記載した書類（方法書についての意見概要書）を送付します。知事は送付があった旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧するとともに、環境の保全の見地から意見を聞くために公聴会を開催する旨の公告を行い、公聴会に出席して意見を述べていただく人（以下「公述人」）を求めます。また、事業者は知事から意見概要書に対する見解を求められたときは、見解を記載した書類（見解書）を知事に送付します。

⑦ 公述人の申出

公聴会で環境の保全の見地から意見を述べようとする人は、公聴会の開催される15日前までに、知事に対して公聴会において述べようとする意見の要旨を提出していただきます。（知事は、意見の要旨を提出した人の中から、公述人を選定し、選定した人には公聴会開催予定日の3日前までにその旨通知いたします。）

⑧ 公聴会の開催

知事は、環境の保全の見地から意見を述べるにあたり、公述人から意見を伺います。

⑨ 知事意見

知事は、環境影響評価の手続の各段階において、公聴会、市町村長及び技術審議会の意見を参考に、事業者に対して環境の保全の見地から意見を述べます。（方法書手続：意見概要書の送付を受けた日から90日以内、準備書手続：意見概要書・見解書の送付を受けた日から120日以内、評価書手続：評価書の送付を受けた日から60日以内、中間・完了報告書手続：意見概要書・見解書の送付を受けた日から90日以内）

⑩ 環境影響評価準備書（以下「準備書」）の作成・公告・縦覧

事業者は、方法書についての意見の要旨を記載した書類（以下「準備書等」）を作成し、準備書等を縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

⑪ 環境影響評価準備書（以下「準備書」）の作成・公告・縦覧等

事業者は、環境影響評価を実施した結果について、環境の保全の見地から意見を聞くための準備として、準備書及び要約書（以下「準備書等」）を作成し、準備書等を縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

⑫ 準備書についての意見概要書・見解書の作成・公告・縦覧等

事業者は、環境影響評価を実施した結果について、環境の保全の見地から意見を聞くための準備として、準備書及び要約書（以下「準備書等」）を作成し、準備書等を縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

⑬ 環境影響評価書（以下「評価書」）の作成

事業者は、準備書についての県民等の意見及び知事意見を踏まえ、準備書の記載事項について検討のうえ、評価書及び要約書を作成し、知事及び市町村長に送付します。

⑭ 補正した評価書の作成・公告・縦覧

事業者は、評価書に対する知事意見を踏まえ、評価書の記載事項について検討のうえ、補正した評価書及び要約書（以下「補正した評価書等」）を作成し、補正した評価書等を作成した旨の公告を行い、知事意見も併せて1ヶ月間縦覧します。

⑮ 事業の実施

事業者は、評価書（又は補正した評価書）に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施します。

⑯ 対象事業着手の届出

事業者は、対象事業に着手した翌日から2週間以内に対象事業着手届を知事に届出ます。

⑰ 対象事業実施中間報告書の作成・公告・縦覧

事業者は、工事中の環境の保全のための措置の実施状況等について取りまとめた対象事業実施中間報告書（以下「中間報告書」）を作成し、中間報告書を縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。

⑱ 意見概要書・見解書の送付

事業者は、述べられた意見の概要を記載した書類及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を知事及び市町村長に送付します。

⑲ 対象事業完了の届出

事業者は、対象事業が完了した翌日から2週間以内に対象事業完了届を知事に届出ます。

⑳ 対象事業完了報告書の作成・公告・縦覧

事業者は、供用開始後の環境の保全のための措置の実施状況等について取りまとめた対象事業完了報告書（以下「完了報告書」）を作成し、完了報告書を縦覧し、環境の保全の見地から意見がある人の意見を求めます。